

パブリックコメントで提出された意見及び市議会の考え方

募集案件の概要募集案件	大阪狭山市議会基本条例（案）に対する意見募集について
受付期間	平成30年4月2日（月曜日）から 平成30年4月27日（金曜日）まで
ご意見の件数	1名（2件）
意見の提出方法	持参

パブリックコメントに対する意見について、市議会の考え方を説明いたします。

ご意見の要旨	市議会の考え方
<p>地方議会の枠組みは、地方自治法に基づく。この基本的な位置づけについて基本条例という性格上前文若しくは総則第1条（目的）において触れておくべきではないかと思う。ちなみに、栗山町議会基本条例では前文に「地方自治法が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開・・・」とある。</p>	<p>素案第1条について、次のように修正を行いたいと考えています。（アンダーラインは修正部分）</p> <p>【素案】</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大阪狭山市議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び大阪狭山市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高めるとともに市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【素案・修正案】</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治の本旨に基づき</u>、大阪狭山市議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び大阪狭山市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高めるとともに市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的と</p>

	<p>する。</p> <p>『地方自治の本旨』</p> <p>「住民自治」と「団体自治」の2つの要素からなり、「住民自治」とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、「団体自治」とは、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素であると言われている。(参議院憲法審査会ホームページより)</p>
<p>この度、議会の追及と外部の監査を経てようやく全貌が明らかになり撤退することになったメルシー for SAYAMA(株)を核とするグリーン水素シティ事業は、多くの議員が疑問視するなか、議会の議決を経ずに着手した。今後、第三セクター(子会社)設立による事業案件について、第10条(議会の議決事件)とする考えはありますか。</p>	<p>地方自治法において、普通公共団体の事務の執行権や、特に予算の執行権については、長に専属するものとされており、事業案件を議決事件として規定することは適当ではないと考えています。</p> <p>しかしながら、意見提出者も指摘されているように、グリーン水素シティ推進事業におけるメルシー for SAYAMA(株)の経営及び財務、また、この事業に係る不透明な実態の全容を解明するため、市長みずからが監査請求をし、その監査結果で多くの指摘を受けただけでなく、住民監査請求による監査結果においても、市としても非常に重い結論付けがされています。</p> <p>こうしたことから、出資法人等への関与のあり方など、市当局としての対応や意見を聴きながら、地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関する事など、議決事件として検討していきたいと考えています。</p>